

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 5月12日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 小 林 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

|  |  |
|--|--|
| 入札期間   | 令和 8年 5月27日 午前 9時00分から<br>令和 8年 6月 3日 午後 5時00分まで   |
| 開札期日   | 日 時 令和 8年 6月 9日 午前10時00分<br>場 所 東京地方裁判所立川支部売却場   |
| 売却決定<br>期日   | 日 時 令和 8年 6月24日 午前11時00分<br>場 所 東京地方裁判所立川支部民事第4部   |
| 特別売却<br>実施期間   | 令和 8年 6月10日 午前10時00分から<br>令和 8年 6月12日 午後 5時00分まで   |
| 買受申出の保証の<br>提供方法   | 下記のいずれかによる。<br>(1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書<br>(2) 銀行または損害保険会社の支払保証委託契約締結証明書           |
| 買受申出の資格の<br>制限(民事執行規<br>則33条)                                      | ☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。 |
| 一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月12日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 |  |





## 物 件 目 録

- |   |      |              |
|---|------|--------------|
| 1 | 所 在  | 青梅市二俣尾三丁目    |
|   | 地 番  | 833番         |
|   | 地 目  | 宅地           |
|   | 地 積  | 505.53平方メートル |
| 2 | 所 在  | 青梅市二俣尾三丁目    |
|   | 地 番  | 835番         |
|   | 地 目  | 墓地           |
|   | 地 積  | 13平方メートル     |
|   | (現況) |              |
|   | 地 目  | 原野           |



## 物 件 明 細 書

令和 8年 3月 6日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 高 久 洋 輔

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件所有者が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2】

- ・隣地（地番834番）との境界が不明確である。
- ・本件土地は、青梅市が管理する墓地台帳に登録されている。墓地、埋葬等に関する法律による規制がある。

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



このほか、BITシステムの「お知らせ」メニュー内の各裁判所にある「競売ファイル・競売手続説明書」にも登載されています。



物 件 目 録

- 1 所 在 青梅市二俣尾三丁目  
地 番 833番  
地 目 宅地  
地 積 505.53平方メートル
- 2 所 在 青梅市二俣尾三丁目  
地 番 835番  
地 目 墓地  
地 積 13平方メートル  
(現況)  
地 目 原野



令和7年(ケ)第276号  
令和7年12月12日受理  
令和8年2月4日提出  
(評価人:山崎俊治)

## 現況調査報告書

東京地方裁判所立川支部  
執行官 佐治 憲彦

物 件 目 録

- |   |   |   |              |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 青梅市二俣尾三丁目    |
|   | 地 | 番 | 833番         |
|   | 地 | 目 | 宅地           |
|   | 地 | 積 | 505.53平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 青梅市二俣尾三丁目    |
|   | 地 | 番 | 835番         |
|   | 地 | 目 | 墓地           |
|   | 地 | 積 | 13平方メートル     |



|               |  |
|---------------|--|
| 不動産の表示        | 「物件目録」のとおり   |
| 住居表示          | 東京都青梅市二俣尾三丁目838番地の2（住居表示未実施）付近   |
| 土地            | 物件1、2  |
| 現況地目          | <input checked="" type="checkbox"/> 宅地（物件1） <input type="checkbox"/> 公衆用道路（物件 ） <input type="checkbox"/> 農地（物件 ）<br><input type="checkbox"/> 雑種地 <input type="checkbox"/> 山林（物件 ） <input checked="" type="checkbox"/> 原野（物件2）<br><input type="checkbox"/>  |
| 形状            | <input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり<br><input type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地略図のとおり<br><input type="checkbox"/>  |
| 占有者及び占有状況     | <input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者<br><input type="checkbox"/> 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している<br><input type="checkbox"/> 上記の者が駐車場として使用し、占有している<br><input checked="" type="checkbox"/> 上記の者が更地の状態で占有している。<br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり<br><input type="checkbox"/> |
| その他の事項        |  |
| 執行官保管の<br>仮処分 | <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号<br><input type="checkbox"/> 保管開始日 令和 年 月 日   |
| 建物<br>（目的外建物） | <input checked="" type="checkbox"/> ない<br><input type="checkbox"/> ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）   |
| 土地建物の位置関係     | <input type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地略図のとおり  |

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
（ 2 枚目）

| 関係人の陳述等           |   |
|-------------------|---|
| 陳述者<br>(当事者等との関係) | 陳述内容等   |
| ■B                | 1 私は、本件土地に隣接する地番834番の土地を所有する海禅寺の代表役員Aの娘です。<br>2 今日、父に代わり私が貴殿の調査に立ち会っています。<br>3 物件2の土地の範囲については、父に尋ねましたが不明でした。<br>(令和8年1月6日面接聴取)  |
| ■C (青梅市職員)        | 1 物件2の土地は、青梅市が管理する墓地台帳に登録されています。<br>2 第三者が物件2の土地を競売による売却で購入した場合に墓地以外の用途で使用する場合には、青梅市に墓地廃止届を提出して地目変更する必要があります。<br>(令和8年2月3日電話聴取) |

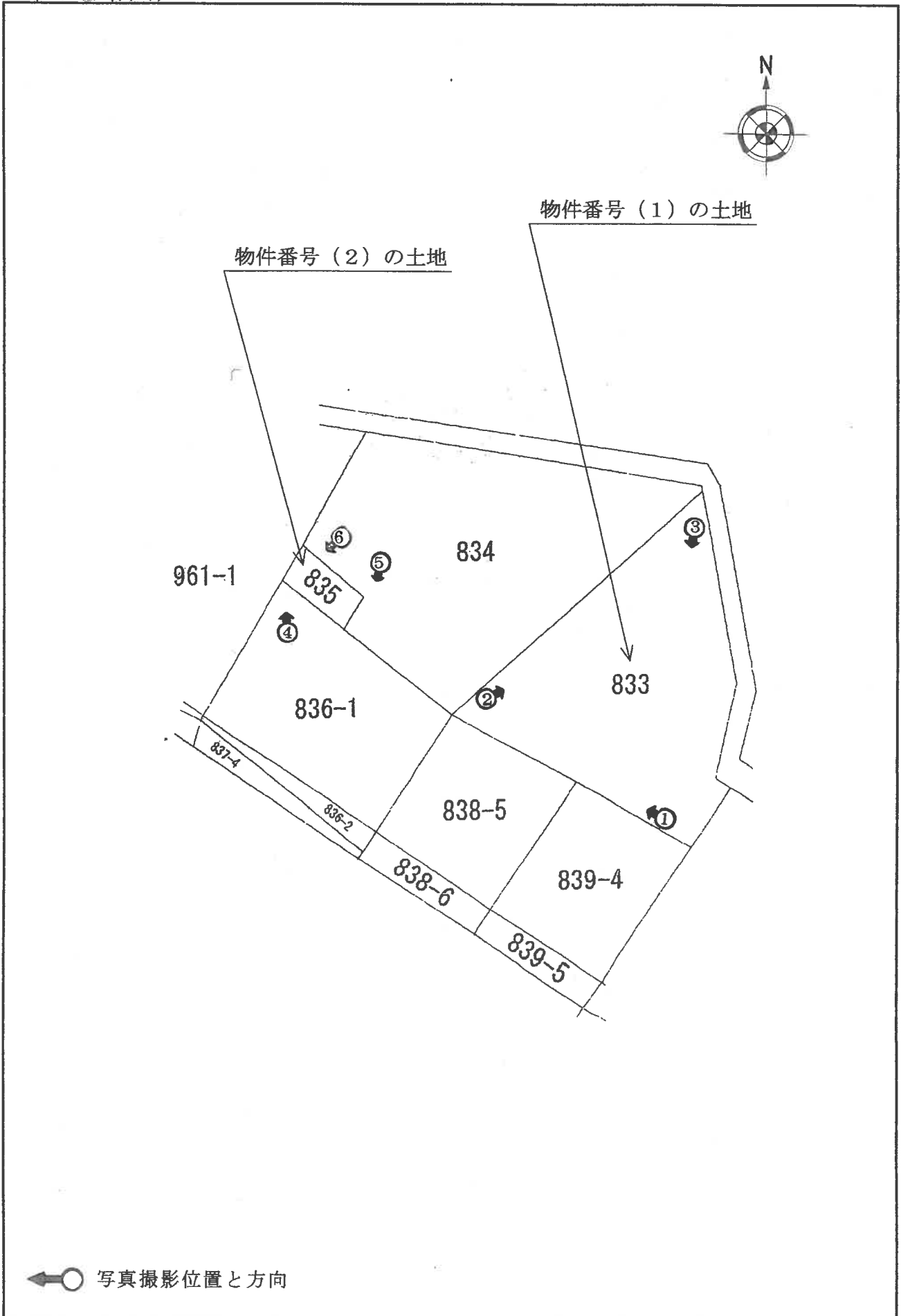
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
( 3 枚目)

## 執行官の意見

- 1 本物件の状況は、土地略図及び添付写真のとおりである。
- 2 物件1の土地は、土地上の建物が平成27年11月に取壊され、現況は更地となっている。
- 3 物件2の土地は、公簿上の地目は墓地で、青梅市の墓地台帳に登録されているが、地積測量図は存在しない。
- 4 物件2の土地は、隣接地である海禅寺所有の地番834の土地との境界が不明確であり、現場において物件2の土地の範囲を特定することができなかった。
- 5 物件1の土地の地積及び形状については、概測したところ、地積は登記記録上の地積とほぼ同一であり、形状は法務局備付の地積測量図とほぼ同一であると思料する。
- 6 本物件の占有状況については、関係人の陳述及び現場の使用状況から2枚目のとおり報告する。

以上





1



2



3



( 7 枚目)

4



5



6



( 8 枚目)

令和7年（ケ）第276号  
令和8年1月6日現地調査  
令和8年2月19日評価

東京地方裁判所立川支部  
民事第4部不動産執行係 御中

## 評 価 書

評価人 山崎 俊治

## 第1 評価額

|               |               |
|---------------|---------------|
| 一 括 価 格       |               |
| 金 4,420,000 円 |               |
| 内 訳 価 格       |               |
| 物件1 (土地)      | 金 4,410,000 円 |
| 物件2 (土地)      | 金 10,000 円    |

- 1 一括価格は、物件1及び物件2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

| 番号 | 所在等          | 登記 | 現況    |
|----|--------------|----|-------|
| 1  | 次頁物件目録記載のとおり |    | 同左    |
| 2  | 次頁物件目録記載のとおり |    | 地目：原野 |
| 番号 | 特記事項         |    |       |
|    | 特になし         |    |       |

物 件 目 録

- |   |   |   |              |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 青梅市二俣尾三丁目    |
|   | 地 | 番 | 833番         |
|   | 地 | 目 | 宅地           |
|   | 地 | 積 | 505.53平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 青梅市二俣尾三丁目    |
|   | 地 | 番 | 835番         |
|   | 地 | 目 | 墓地           |
|   | 地 | 積 | 13平方メートル     |

## 第4 目的物件の位置・環境等

### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1及び2）

|   |   |  |
|---|---|--|
| 位置・交通                                   | JR青梅線「二俣尾」駅の南東方、道路距離約500m（徒歩約6分）に位置する。（附属資料「位置図」参照）   |  |
| 付近の状況                                   | 近隣は、青梅市の西部、青梅街道の北東側背後に位置する郊外部住宅地域である。南西下りの山麓に位置し、戸建住宅が建ち並ぶ他、周囲には農地、未利用地もみられる住宅地域である。  |  |
| 主な公法上の規制等<br>（道路の幅員等の個別の規制を考慮しない一般的な規制） | 都市計画区分<br>用途地域<br>建蔽率<br>容積率<br>防火規制<br>その他の規制  | 市街化区域（※特記事項欄(1)を参照）<br>第1種低層住居専用地域<br>40%<br>80%<br>なし<br>第1種高度地区（高さの最高限度：10m）<br>日影規制（一）<br>敷地面積の最低限度：120㎡<br>青梅市の美しい風景を育む条例（一般地区）<br>東京都景観条例（一般地域） |
| 画地の状況                                   | 物件1土地（宅地）   |  |
|   | 地積<br>形状<br>間口・奥行<br>地勢   | 505.53㎡<br>不整形<br>東西最大約29m、南北最大約34m<br>大半が平坦であるが、北側部分は南下りの傾斜地であり、南側部分は平坦な中央部分より約1～1.5m低く、玉石積擁壁が存する。  |
|   | その他   | 法務局備付の地積測量図（平成27年9月作成）が存する。  |
|   | 物件2土地（登記地目：墓地）<br>◆所有者の協力が得られなかったため、物件2土地の位置、範囲等について確定ができなかった。隣地（834番土地）の関係者の陳述が得られたものの、その位置、範囲等について確定はできなかった。ただ、近隣住民より「以前、あのあたりに墓地があった」との陳述が得られ、公図の位置と概ね一致したことから、概ねの位置は把握できたものの、その正確性は不明である。下記の地積は登記に基づくもので、形状等は公図より把握した内容で、地勢については物件2土地の概ねの位置より判断したものである。 |  |
| 地積<br>形状<br>地勢                          | 13㎡（登記地積）<br>公図上は縦約3m、横約7m程度の略長形状の土地<br>物件2土地は、ほぼ平坦であるとみられるが、隣地とは高低差がある。  |  |
| その他                                     | 法務局に地積測量図は備え付けられていない。   |  |

|                 |  |
|-----------------|--|
| <p>接面道路の状況等</p> | <p>物件1土地(宅地)</p>   |
|                 | <p>① 東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課で確認したところ、物件1土地が建築基準法上の道路に接面しているか否かについては、現地調査を実施した上で建築指導第三課内で検討してみないと、はっきりしたことは答えられないとの回答を得ているため、留意が必要である。</p> <p>② 略東側で市道に接面するが、幅員は東方から物件1土地に向かって走る部分が約1.8mであり、そこから北方へ折れ曲がり、物件1土地に沿って走る部分が約0.9mである。</p> <p>③ 上記市道のうち、幅員が約1.8mの部分は建築基準法第42条2項に該当するとみられるが(詳細は下記⑤を参照)、幅員が約0.9mの部分は建築基準法上の道路に該当しないとのこと。</p> <p>④ 物件1土地と直接接面している部分の幅員を約1.8mとみるか、約0.9mとみるか等については、現地調査を実施した上で建築指導第三課内で検討してみないと、はっきりしたことは回答できないとのこと。</p> <p>⑤ 幅員が約1.8mの部分が建築基準法第42条2項に該当する否かについては、昭和25年当時、当該道路に接面する土地に建物が建っていたかを航空写真等より証明する必要があるとのこと。なお、調査により把握できた内容は以下の通り。</p> <p>◇ 昭和19年頃の航空写真が確認できたが、不鮮明であり、宅地として利用されていたかは分からなかった。</p> <p>◇ 旧土地台帳によると地目は昭和25年以前から宅地であった模様である。</p> <p>⑥ 接面する市道のうち、舗装されているのは物件1土地南東側付近のみであり、物件1土地北側付近は未舗装で道路としての体をなしていない。</p> <p>⑦ 以上より、物件1土地は建築基準法上の道路に接面していないと判断される可能性も有している土地であるため、留意が必要である。</p> |
|                 | <p>物件2土地(登記地目:墓地)</p>  |
| <p>土地の利用状況等</p> | <p>道路には接面していない。</p>  |
|                 | <p>物件1土地(宅地)</p> <p>登記記録によると、以前は戸建住宅等の敷地として利用されていたが、平成27年に取り壊されており、現在は更地の状態である。なお、北側の傾斜地部分は草木が生い茂っている。</p>   |

|   |  |    |
|---|--|----|
| 土地の利用状況等  | 物件2土地(登記地目:墓地)   |    |
|   | 登記地目が墓地であり、墓地台帳にも墓地としての登録がなされている。現況は草木が生い茂る状況で墓石等も見当たらないため、現在も墓地として利用されているか否か等は不明である。詳細は特記事項欄(2)を参照。   |    |
| 供給処理施設<br>(基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている)           | 上水道  | 有り |
|   | 都市ガス   | 無し |
|   | 下水道  | 有り |
| ※ 上記は物件1土地についてである。物件2土地については、全ての供給処理施設が「無し」である。 |  |    |
| 土地の履歴等  | 物件1土地については、過去の住宅地図によると、昭和57年頃、昭和63年頃、平成5年、平成19年頃は、戸建住宅の敷地として利用されていた模様であるが、登記記録によると、平成27年に取り壊されており、その後は未利用地であった模様である。   |    |
| 特記事項  | <p>(1) 一部が市街化調整区域に該当する可能性について<br/>青梅市都市計画課で確認したところ、物件1土地の北西側一部が市街化調整区域に該当する可能性がある他、物件2土地については、その全部又は一部が市街化調整区域に該当する可能性があるとのことであった。該当するか否か、及び該当する場合の範囲等を確定するためには、青梅市による都市計画証明が必要となるとのこと。該当する場合においても、物件1土地については僅かの範囲であること、物件2土地については墓地であること、費用的・時間的制約を伴うこと等を考慮し、本件評価においては都市計画証明は断念した。</p> <p>(2) 物件2土地は、現況は草木が生い茂る原野であり、墓石等は見当たらなかったが、登記地目は墓地であるため留意が必要である。なお、青梅市環境政策課で確認した結果、把握できた内容は以下の通り。</p> <p>① 青梅市によると、物件2土地は墓地台帳に墓地として登録されている土地であるとのこと。</p> <p>② 関係人に確認できなかったため、現在も墓地として利用されているか否か等については、わからなかったが、青梅市によると過去において改葬の許可を受けた記録は見当たらなかったとのことであり、現在も地中に遺骨が存する可能性は否定できない。</p> <p>③ 青梅市によると墓地を廃止するにあたっては、青梅市の許可を受ける必要があるとのこと。また、地中に遺骨が存する場合は、廃止の手続きの前に青梅市の許可を受けて改葬の手続きを行う必要があるとのこと。改葬及び廃止の手続きを行うにあたっては、墓地経営者又はその相続人の承諾等を得る必要があるとのこと。墓地の廃止・改葬等の手続きの詳細については青梅市への確認・相談を要する。</p> |    |

|      |  |
|------|--|
| 特記事項 | <p>(3) 物件1土地が建築基準法上の道路に接面していないと判断される可能性を有している点については、前記「接面道路の状況等」欄記載の通りであり、留意が必要である。</p> <p>(4) 物件1土地への出入りには幅員約1.8mの市道の利用を余儀なくされる。車の出入りは困難であり、建物の建築が可能である場合においても、重機の出入りや資材の搬入が容易ではない土地である。</p> <p>(5) 物件1土地は、急傾斜地の崩壊の危険があるとされる土砂災害警戒区域(通称イエローゾーン)及び土砂災害特別警戒区域(通称レッドゾーン)と土石流の危険があるとされる土砂災害警戒区域(通称イエローゾーン)に該当する。土砂災害特別警戒区域における居室を有する建築物の建築については、建築確認の制度や構造規制が適用される場合があるため、留意が必要である。</p> <p>(6) 「画地の状況」欄記載のとおり、物件2土地を測量した地積測量図は法務局に備え付けられていなかった。地積を正確に確定するには測量士による測量を実施することが望ましいが、測量にはまとまった費用が必要となること、時間的制約も伴うこと等の事情を考慮し、本件評価においては登記地積を以て評価を行うこととした。</p> |
|------|--|

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### ① 物件1及び2（土地）

目的土地の更地価格を次のとおり求めた。

| 物件<br>番号 | 更地価格                 |           | 地 積<br>(㎡)<br>ウ | 土地価格<br>(円)<br>エ＝ア×イ×ウ |
|----------|----------------------|-----------|-----------------|------------------------|
|          | 標準画地価格<br>(円/㎡)<br>ア | 個別格差<br>イ |                 |                        |
| 1        | 37,100               | × 0.42    | × 505.53        | = 7,880,000            |
| 2        | 37,100               | × 0.01    | × 13            | = 10,000               |

※総額(円)の端数処理については、1万円未満四捨五入を原則とするが、総額が1万円未満の場合は1万円に切り上げとする(以下同じ)。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。

なお、標準画地は、近隣において土地の概況(間口、奥行、規模等)及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

【地価公示地 青梅－24】

$$\begin{array}{cccccc}
 \text{(公示価格)} & & \text{(時点修正)} & & \text{(標準化補正)} & & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 45,000\text{円/㎡} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{101} & \times & \frac{100}{120} & = & 37,100\text{円/㎡} \\
 & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時 点 修 正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：方位(北西)を考慮した。

地 域 格 差：地価公示地の所在地域と対象不動産の所在地域を比較して、交通接近条件、街路条件、環境条件、行政的条件等を総合的に考量して判定した。

イ 個 別 格 差：下記の個別的要因を考慮して個別格差率を以下のとおり査定した。

[物件1土地]

- ・規模、形状----- -30 %
- ・地勢等 ----- -40 % (画地内に高低差、傾斜地が存すること、隣接地が傾斜地であり、本件土地を含む一帯が土砂災害警戒区域等に該当すること等を考慮)

$$\text{相乗積} : 0.70 \times 0.60 = 0.42 \text{ (小数第3位を四捨五入)}$$

[物件2土地]

登記地目が墓地であり、改葬・廃止の手続きが困難な土地であることを考慮し、価値率を1%と判定。

ウ 地 積：登記数量による。

## 2 評価額の判定

前記1により求めた価格に、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

| 物件番号      | 基礎となる価格<br>(円)<br>ア | 占有減価修正<br>イ | 市場性修正<br>ウ | 競売市場修正<br>エ | その他の控除<br>オ | 評価額<br>(円)<br>カ=ア×イ×ウ×エ×オ |
|-----------|---------------------|-------------|------------|-------------|-------------|---------------------------|
| 1         | 7,880,000           |             | × 0.7      | × 0.8       | × 1.0       | = 4,410,000               |
| 2         | 10,000              |             | × 1.0      | × 0.8       | × 1.0       | = 10,000                  |
| 一括価格 (合計) |                     |             |            |             |             | 4,420,000                 |

ア 基礎となる価格 : 前記1

イ 占有減価修正 : 必要なし

ウ 市場性修正 : 物件1については、需要の低調な郊外部の土地であること、「接面道路の状況等」欄に記載のとおり、建築基準法上の道路に接面していないと判断される可能性を有する土地であること等の要因を考慮するに、▲30%の市場性修正を要すると判定した。

エ 競売市場修正 : 「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。

オ その他の控除 : 必要なし

## 第6 参考価格資料

【 指標とした公示価格等 】

地価公示地「青梅－24」

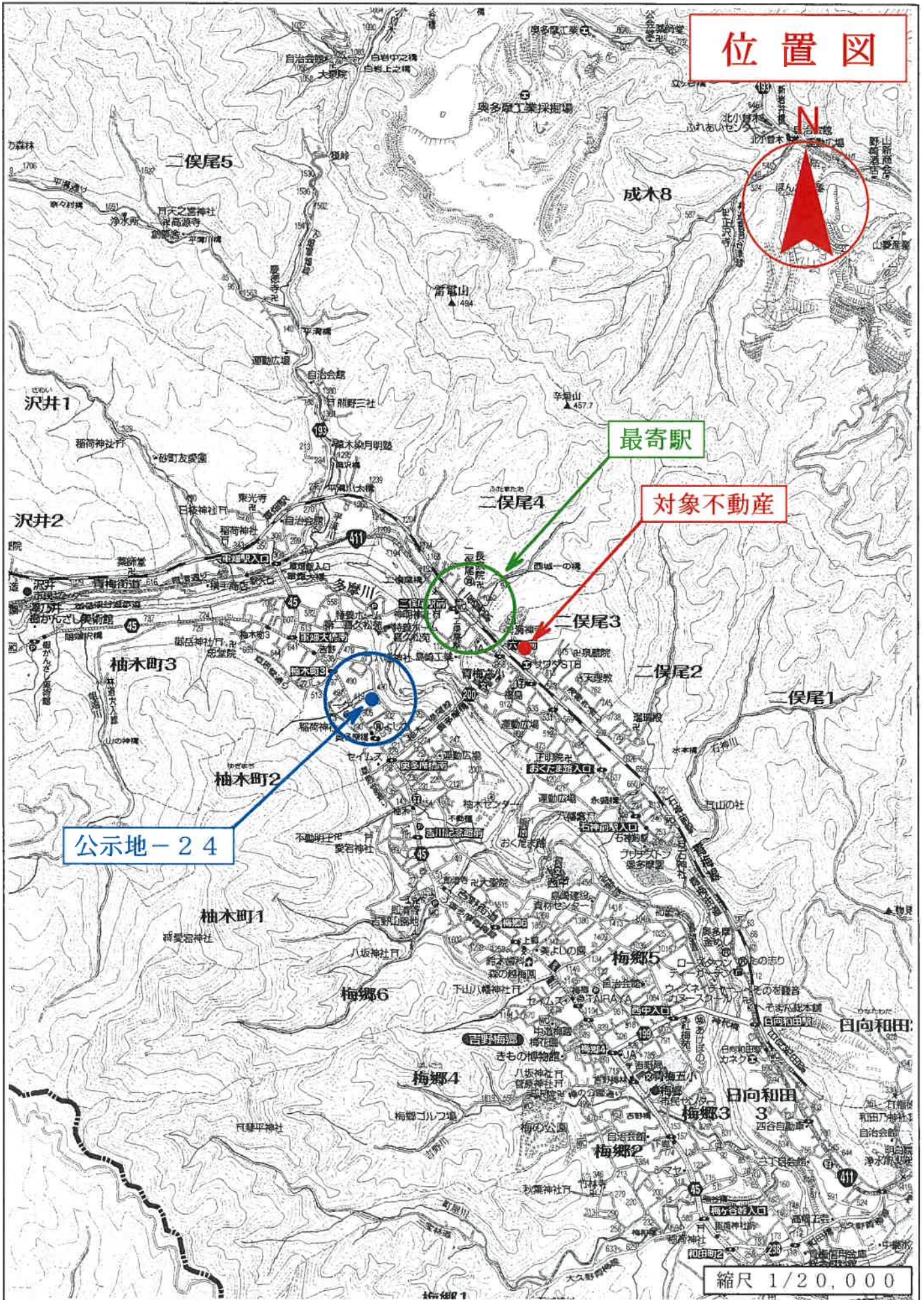
|                         |                        |
|-------------------------|------------------------|
| 価 格 時 点                 | 令和7年1月1日               |
| 所 在 及 び 地 番             | 青梅市柚木町2丁目416番2         |
| 1 m <sup>2</sup> 当たりの価格 | 45,000円/m <sup>2</sup> |
| 地 積                     | 127m <sup>2</sup>      |
| 前 面 道 路 の 状 況           | 北西5m市道                 |
| 供 給 処 理 施 設 の 状 況       | 水道、下水                  |
| 交 通 施 設 と の 接 近 状 況     | 「二俣尾」駅 970m            |
| 法 令 上 の 制 限             | 1低専(40,80)、国立公園(普通地域)  |
| 周 辺 の 土 地 の 利 用 状 況     | 一般住宅のほかに空地等が見られる住宅地域   |

## 第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写

以 上

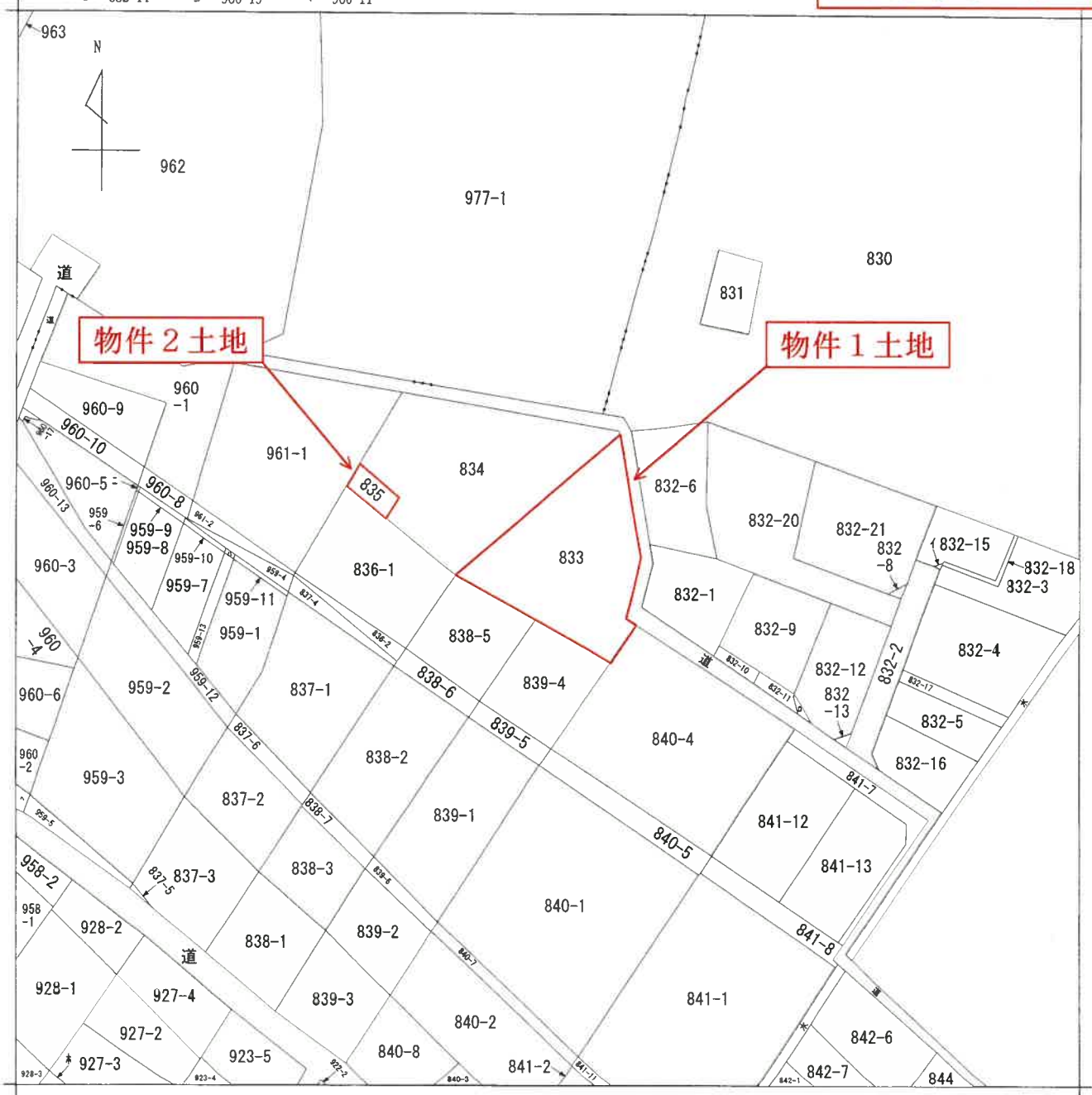
# 位置図



株式会社昭文社発行「都市地図」より複製

# 公図写

イ 832-19    ハ 959-14    ホ 927-5  
 オ 832-14    ニ 960-19    ヘ 960-11



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出  
 二俣尾  
 4丁目  
 二俣尾3丁目

|       |       |           |  |           |      |              |
|-------|-------|-----------|--|-----------|------|--------------|
| 請求部   | 所在    | 青梅市二俣尾三丁目 |  | 地番        | 833番 |              |
| 出力縮   | 1/600 | 精度区分      |  | 座標系番号又は記号 | 分類   | 地図に準ずる図面     |
| 作成年月日 |       |           |  | 備付年月日(原図) | 補記事項 |              |
|       |       |           |  |           |      | 種類 旧土地台帳附属地図 |

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

※赤字・赤枠等は評価人が記載(以下同様)

令和7年12月19日  
 東京法務局西多摩支局

請求番号: 5-1  
 (1/1)

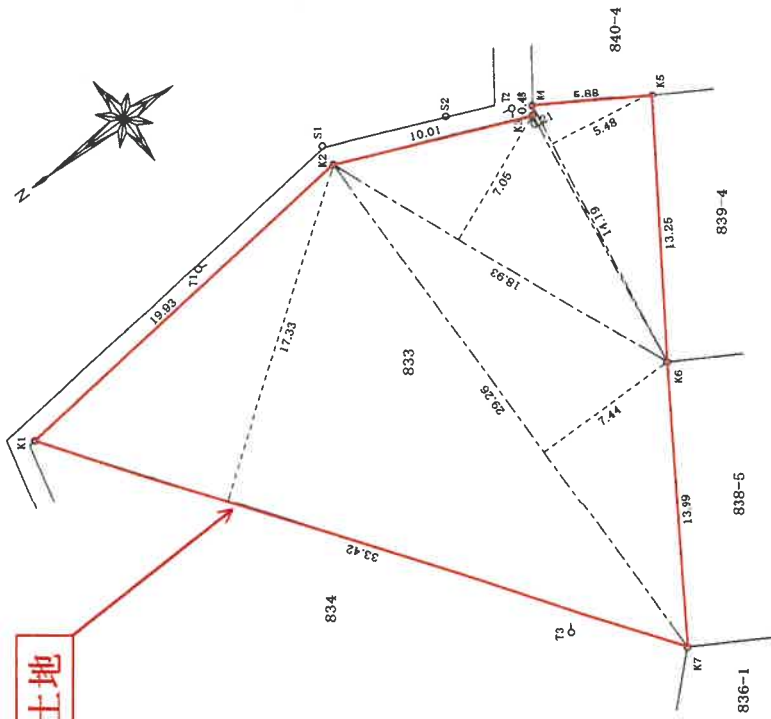
登記官

# 地積測量図写

## 地積測量図

地番 833  
土地の所在 青梅市二俣尾三丁目

物件1土地



| 測点名 | X座標     | Y座標     | 標識      |
|-----|---------|---------|---------|
| K1  | 128.461 | 100.903 | コンクリート杭 |
| K2  | 108.635 | 103.004 | 金属標     |
| K3  | 99.117  | 99.514  | 金属標     |
| K4  | 99.399  | 99.122  | コンクリート杭 |
| K5  | 94.042  | 96.536  | コンクリート杭 |
| K6  | 101.394 | 85.504  | コンクリート杭 |
| K7  | 108.982 | 73.742  | 金属標     |
| S1  | 108.520 | 104.037 | ブロック角   |
| S2  | 102.803 | 101.593 | ブロック角   |
| T1  | 116.989 | 102.855 | 木杭      |
| T2  | 100.000 | 100.000 | 標       |
| T3  | 113.095 | 77.703  | 木杭      |

| 地番  | 底辺    | 高さ    | 倍面積       |
|-----|-------|-------|-----------|
| 833 | 14.19 | 5.48  | 77.7612   |
|     | 14.19 | 0.21  | 2.9799    |
|     | 18.93 | 7.05  | 133.4565  |
|     | 29.26 | 7.44  | 217.6944  |
|     | 33.42 | 17.33 | 579.1686  |
|     | 面積    |       | 1011.0606 |
|     | 面積    |       | 505.53030 |
|     | 地積    |       | 505.53㎡   |

|       |            |
|-------|------------|
| 測地系   | 任意座標       |
| 測量年月日 | 平成27年7月22日 |

縮尺 1/250

申請人

27年9月1日作成

作成者

登記年月日：平成27年9月4日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和7年12月19日 東京法務局西多摩支局

登記官

請求番号：5-2